

# 節電のため、道路照明を減灯します

～地震による電力不足に伴う節電にご協力をお願いします～

国土交通省仙台河川国道事務所仙台西国道維持出張所では、東日本大震災による電力量供給不足に対応するため、管内の国道4号、45号、48号の市街地、仙台西道路の道路照明及びトンネル照明の一部を6月27日より順次、減灯します。

ドライバーの皆様は、早めにライト点灯を行い、歩行者や他の車両に注意して通行するようお願い致します。

節電へのご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

## 1. 道路照明減灯実施理由

東日本大震災による東北電力㈱での発電能力低下に伴い、電気事業法第27条の規定に基づき電気使用制限が発動されております。

電気使用制限は、大口需要家(契約電力500kW以上)が対象となっており、仙台西国道管内では対象設備がありませんが、小口需要家(契約電力500kW未満)についても、「15%減の電力抑制率を目標に取り組む」ことになっております。

当出張所においては、その目標に向け電力抑制に取り組むため道路照明の減灯を実施することに致しました。

## 2. 減灯対象箇所

仙台西国道管内では立町トンネルをはじめ、川内トンネル、青葉山トンネルなど下記区間において減灯し、交差点、カーブ等につきましては従来どおり点灯いたします。

また、減灯を実施する箇所につきましては、看板を設置し通行者の皆様にお知らせを致します。

路線名	実施箇所
国道4号	土樋交差点から名取大橋
国道45号	全線
国道48号	北四番町交差点から愛子バイパス
仙台西道路	全線

※昨年からコスト削減を目的に、国道4号の東二番丁通りや、あすと長町区間で減灯の実施をしております。